

境港市国民健康保険事業計画

(平成28年度～平成30年度)

平成28年12月

境港市市民生活部市民課

境港市国民健康保険事業計画

第1章 基本方針

1 目的

国民健康保険制度は、市民の健康を支え、適切な医療機会を提供するために、国民皆保険の基盤となる医療保険制度として重要な役割を果たしてきた。

近年、医療の高度化や新薬の開発などにより、1人当たりの医療費が年々増加しており、保険給付費は伸び続けている。また、国民健康保険（以下「国保」という。）の被保険者数は減少傾向にある一方、定年退職により被用者保険の資格を喪失した者の多くが国保に加入するため、急速な少子高齢化の進展を背景に、本市の国保は65歳から74歳までの前期高齢者が被保険者の約半数を占めるといった構造的な問題を抱えている。

このような状況の中で、将来にわたって安定的な事業運営を行うために、保健事業の推進と医療費の適正化を図り、また制度の財源となる国民健康保険税（以下「国保税」という。）を適切に確保することによって、財政の健全化を目指すものである。

2 方針

財政健全化のための施策として、被保険者の健康づくりと疾病の早期発見、早期治療への取り組みを重点的に行う。特定健康診査の受診率を向上させるとともに、保健指導の強化を図る。生活習慣病や糖尿病性腎症については、重症化予防を推進する。

また、ジェネリック医薬品の使用を推進するため、差額通知等による普及啓発を継続して行う。積極的にレセプト点検を行い、第三者行為によって生じた給付については適正に求償を行う。柔道整復の適正受療のため、受療者への訪問指導や啓発に取り組む。

国保税の徴収率向上のため、口座振替の勧奨を行う。また、適正な賦課ができるよう、所得不明者には簡易申告書の提出を求める。滞納者に対しては、徴収担当課との情報連携を行い、早期の滞納解消につなげる。

第2章 国民健康保険の現状と課題

本市の国保加入者は年々減少しており、平成27年度の年間平均被保険者数は平成23年度の9割を下回る。加えて、市の人口に占める加入者の割合も減少を続けている。【表1】

一方で、60歳以上の被保険者の割合は、平成23年度には54%であったが、平成27年度には約60%と急増しており、被保険者の高年齢化が進んでいることがわかる。【表2】

また、一人当たりの年間医療給付費額は、平成23年度には38万円超であったが、平成27年度には46万円超となり、5年間で約2割増加している。【表3】

医療の高度化による費用額の増大に併せて、被保険者の高年齢化が医療費の増加に大きく影響しているものと思われる。

医療費の適正化と疾病の早期発見、早期治療を促進することにより、伸び続ける医療費の抑制を図ることが重要である。

【表1：国保加入世帯数と被保険者数の推移(年平均)】

	市全体 世帯数	国民健康保険		市全体 人口	国民健康保険	
		世帯数	加入率		被保険者数	加入率
23年度	14,856 世帯	5,415 世帯	36.4%	35,897 人	8,964 人	25.0%
24年度	15,137 世帯	5,303 世帯	35.0%	36,069 人	8,766 人	24.3%
25年度	15,217 世帯	5,172 世帯	34.0%	35,926 人	8,495 人	23.6%
26年度	15,201 世帯	5,055 世帯	33.3%	35,638 人	8,224 人	23.1%
27年度	15,183 世帯	4,924 世帯	32.4%	35,262 人	7,847 人	22.3%

※市・・・月別住民基本台帳登録数より年度平均

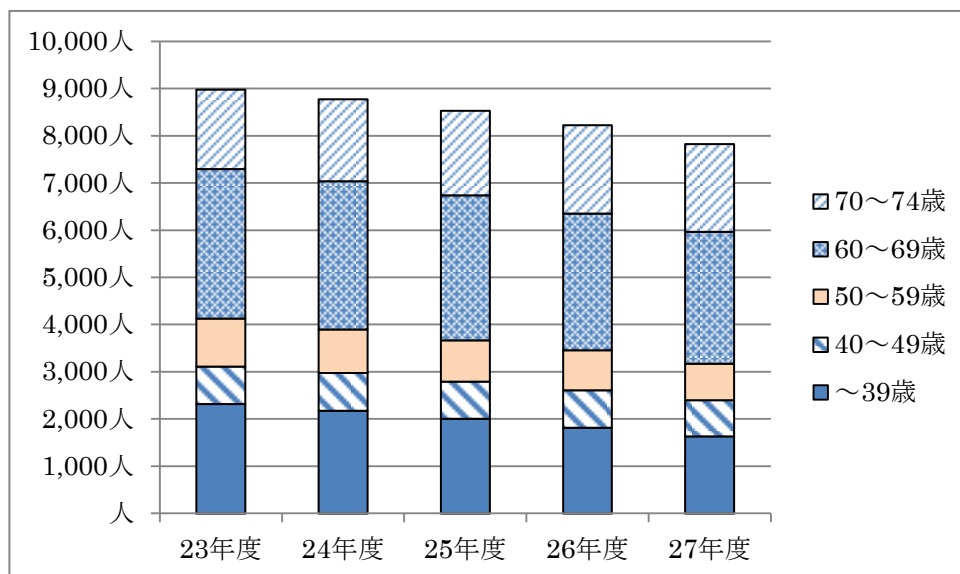
国保・・・年報より

【表2：年齢別被保険者数の推移】

	～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～74歳	合計
23年度	2,323 人	790 人	1,022 人	3,162 人	1,684 人	8,981 人
24年度	2,181 人	796 人	923 人	3,142 人	1,739 人	8,781 人
25年度	2,010 人	787 人	877 人	3,071 人	1,786 人	8,531 人
26年度	1,821 人	795 人	842 人	2,902 人	1,868 人	8,228 人
27年度	1,636 人	765 人	774 人	2,798 人	1,858 人	7,831 人

※国民健康保険実態調査より

【表2グラフ：年齢別被保険者数の推移】

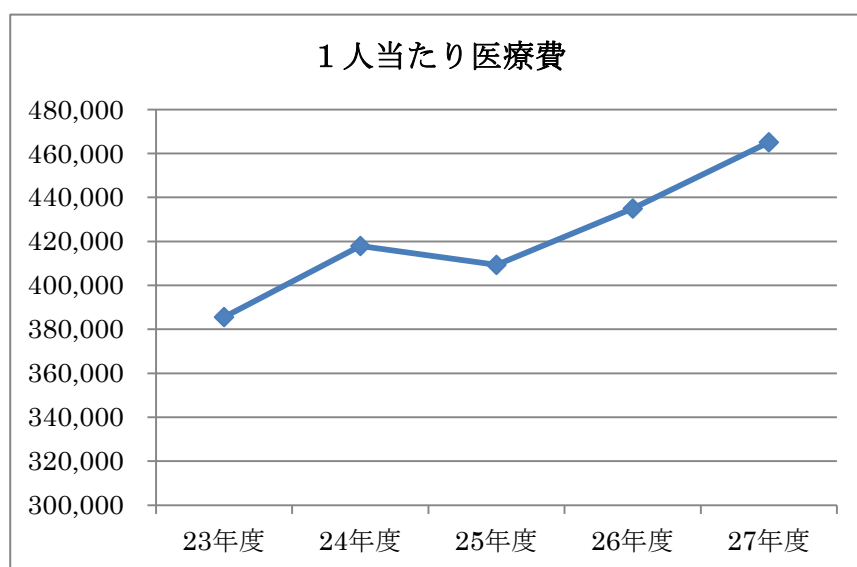


【表3：一人当たり医療費の推移（年間）】

（単位：円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医療給付費用額	3,456,394,617	3,663,344,711	3,476,734,657	3,577,089,995	3,649,206,155
1人当たり医療費	385,586	417,904	409,268	434,957	465,045

※年報より



第3章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた取り組み

1 保健事業の推進

(1) 特定健康診査受診率の向上

特定健康診査の受診率を向上させ疾病を早期に発見すること、そして特定保健指導の強化を図り生活習慣病等の重症化を防ぐことが、被保険者の健康づくりに寄与し、将来の医療費の抑制につながっていくものと考えられる。

受診率向上のため、あらゆる場面で健診の制度や意義について学習する機会を設けて、健診の必要性について伝え、制度の周知を図る。特に、40歳から50歳代の受診率が低いことから、この年代を中心とした受診勧奨を重点的に行う。また、集団健診や休日健診を実施し、受診しやすい環境を整えていく。

- ・ 自己負担金の引き下げ
- ・ 休日健診の実施
- ・ がん検診と連動した受診しやすい環境づくり
- ・ 鳥取大学医学部附属病院や境港医師協会と連携した講演会を開催し、検診の必要性について啓発

- ・市報やホームページを活用したPR
- ・地域の掲示板などにポスターの掲示
- ・地区での研修会等を活用した情報提供
- ・職域への働きかけとして、境港商工会議所を通じた広報

(2) 健診結果を利用した保健指導の徹底

特定保健指導は、対象者が自らの生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行い、生涯にわたって健康な生活習慣を継続していくことが重要であるため、効果的な指導とフォローアップに努める。

- ・健康教室への参加勧奨
- ・講演会等の受講勧奨
- ・手紙等の通信媒体の活用によるフォローアップ
- ・運動施設や健康づくりに関わるグループ等の情報提供
- ・保健指導実施後のOB会の結成支援

(3) データベースシステムを活用した保健事業の実施

鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）等のデータベースを活用し、特定健康審査の結果や医療機関への受診状況のデータを蓄積、分析することにより、データヘルス計画を策定して、特定健康審査による疾病の早期発見や特定保健指導による疾病の重症化防止など、効率的、効果的な保健事業を行う。

(4) 人間ドック、脳MRI検査の実施と受診勧奨

疾病の早期発見、重症化予防を図るため、人間ドックと脳MRI検査を実施する。受診者に対しては検査結果を通知するとともに、再検査・精密検査が必要な場合には、個別に再検査勧奨等のフォローアップを行い、早期治療につなげる。

人間ドックと脳MRI検査の受診勧奨には、広報誌やホームページを活用する。早期に人間ドックを受診した者への記念品贈呈など、効果的なインセンティブを用いて、受診者の増加を図る。

また、過去1年間に医療機関への受診がなかった世帯に対しては、人間ドックの個人負担金の助成を行い、自らの健康への意識向上につなげる。

2 医療費適正化への取り組み

(1) レセプト点検の強化

専任のレセプト点検員を配置して、年間を通じてレセプトの内容・資格点検を実施し、適正な給付を行う。点検員は、点検技術や知識の向上のために、鳥取県や国保連合会が開催する研修会等に積極的に参加する。

(2) ジェネリック医薬品の使用促進

先発医薬品と同等の効能、効果を持ちながら、安価なジェネリック医薬品を使用することは、医療費の抑制に効果的である。市役所窓口等でパンフレットやジェネリック医薬品希望カードを配布し、ジェネリック医薬品の利用を啓発する。

また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を年3回通知し、削減効果の分析を行う。高額な差額が発生する者には、主治医に切り替えの相談をするよう勧める。

(3) 重複受診者・多受診者に対する適正受診の指導

同一疾病で複数の医療機関への受診が3月以上継続している者を重複受診者、1月における各医療機関への通院日数の合計が15日以上の状態が3月以上継続している者を多受診者と定義する。重複受診者・多受診者に対しては、国保の専任保健師が戸別訪問や電話により、適正受診・健康管理指導を実施する。

あわせて、柔道整復の長期受療や頻回受療についても訪問指導を行う。

(4) 第三者行為による給付に対する求償

交通事故等の第三者行為が疑われるレセプトを抽出し、給付発生原因を調査する。

第三者行為と認められたものについては、適正に求償を行う。

3 適正賦課と収納率向上への取り組み

(1) 被保険者の資格管理

国保税を適正に賦課するためには、未適用者の早期適用や、他保険への加入者の資格喪失等、被保険者の適正な資格管理が必要である。広報誌やホームページを活用し、制度の周知を図る。

また、他保険への加入者については、ねんきんネットを活用し、資格喪失勧奨と職権による資格喪失を行う。

(2) 退職被保険者の適用

退職被保険者の新規適用については平成26年度をもって終了したが、遡及適用者や退職被扶養者については、引き続き早期適用に努める。

(3) 所得状況の把握

全世帯に所得申告書を送付し、所得状況の把握に努める。新規適用者には即時提出を求めるほか、未申告世帯には提出を勧奨する。

(4) 口座振替の推進

口座振替は、期限内納付に有効である。国保税の納付は口座振替を原則とし、新規適用者には、口座振替の依頼を徹底する。

(5) 滞納者に対する対応

滞納者に対しては、短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付や、滞納処分を行い、期限内納付者との負担の公平性を確保する。

4 その他の取り組み

(1) 健康保険協会との連携

平成 27 年に、境港市民と全国健康保険協会鳥取支部（以下「協会けんぽ」という。）の加入者の健康増進、公衆衛生の向上を図ることを目的として、境港市は協会けんぽと「境港市民の健康づくり事業に関する包括連携協定」を締結した。

今後は、医療費、特定健康診査などの結果分析を共有し、健診の受診促進や広報など、相互に連携、協力して取り組みを行う。